

副業の税務調査に関する注意点と対策

インターネット販売に関する裁判事例

裁判事例の概要

インターネット販売の収益について、平成26年分から令和2年分まで確定申告書を期限までに提出していなかった

税務調査が入り、過去分についてもまとめて申告する結果となった

ネット販売を行っている個人への税務調査が強化されている状況が伺える

加重算税に関する争点

取引上の名義を母親として取引を行っていたことから、取引を仮装したとして加重算税が課された

審判所では、全ての取引が母親名義ではなかったため、加重算税は課されないと判断された

裁判事例から学ぶ教訓

無申告の状態は避けるべき

疑問を持たれるような取引方法は避ける

適切な名義で取引を行い、確実に申告する重要性

他人名義口座使用のリスク

他人名義口座使用の問題点

家族名義の口座を使用しても、副業の収入や支出は隠せない

税務署が所得を隠そうとしたと判断する可能性がある

重いペナルティーが科される可能性がある

適切な口座使用の重要性

副業の収入や経費は、可能であれば自分の名義の口座を使用する

他人名義の口座を使用している場合、確定申告義務者の要件を満たしていれば確定申告は必ず行う

過去に他人名義の口座を使用していた場合で、確定申告していない場合は自主的に修正申告を検討する

副業の確定申告の重要性

無申告のリスク

副業収入も課税対象となり、適切な確定申告が必要

無申告の場合、過去にさかのぼって税金が徴収される可能性がある

ペナルティーとして本来支払うべき税金以上の金額を支払う可能性がある

確定申告が必要なケース

1つの給与収入の場合、副業による所得が20万円を超えた場合は確定申告が必要

副業の所得が少額でも確定申告が必要なケースがある

確定申告の必要性について不明な場合は、税理士や税務署に相談することが重要

無申告が発覚するケース

取引先からの支払調書による発覚

税務調査による発覚

第三者からのタレコミによる発覚

事業所得と雑所得の区別

事業所得と雑所得の違い

事業所得は損益通算が可能だが、雑所得は損益通算ができない

事業所得か雑所得かの判断は過去から争点となっている

安易に事業所得として申告することはリスクが大きい

事業所得と認められる基準

事業として継続的に行っているか

社会通念上、事業と認められるか

これらの判断基準に基づいて税務署が判断する

税務調査への対策

事業性を問われた際に説明できる準備をしておく

雑所得の可能性が高い場合は、自ら修正申告書を提出することを検討

税務調査の連絡があった場合、調査前に自ら修正申告書を提出することも考慮